

令和2年8月28日開催

第5回 米子市下水道使用料等審議会 議事概要

1 開会 定数を充たし、会議は成立

2 報告事項 第4回審議概要を確認

3 審議事項

今後のスケジュール（予定）…資料2

8月28日、第5回審議会、改定案の決定。

10月、日程は未定、第6回審議会。答申案の審議。

11月上旬、米子市長へ答申書を提出。

その後、法令審査会。

12月議会に使用料条例の改正案を上程予定。

議決後、1月から3月に広報、システムの改修。

令和3年4月、使用料改正、新使用料体系施行の予定。

使用料対象経費と財源の見込み…資料3

意見に基づき、可能な限りというところで、令和15年度までの試算を追加。

前提条件…新規整備は、令和8年度以降も可能な限り続ける。大規模改修は、今後発生し得るものについては行う。よって建設改良費は令和10年度と同等の金額が必要。

使用料対象経費について。職員体制は、現行の体制を維持。経費は、運転費用、委託料、日常的な修繕・工事費用、使用料徴収事務費などが含まれるが、今後の経営努力によるこれらの改善効果額については、反映をしていない。施設の老朽化に伴う一定の修繕費、新規整備を続けた場合の整備費用等の増加は反映した。

資本費について。元利償還金は、過去の建設改良費が減少に向かう一方、今後も同程度の整備をする前提なので、新規整備・大規模改修による費用が見込まれ、令和11年度以降も高止まり。しかし、令和15年度以降は、平成10年前後の借入分が概ね終了することにより、若干の減少傾向。

使用料収入について。整備拡大により毎年度若干の増加と見込んでいる。一般会計繰入金は、元利償還金等に対する公費負担であるため、資本費の推移と連動した額を見込んでいる。資本費平準化債は、減価償却費と元金の差額部分を平準化するため借り入れているので、差額の縮小により今後減少し、最終的に令和14年度以降は発行できないと見込んでいる。特別措置分は、雨水の公費負担分に係るものであり、今後も一定額を発行するとして試算。

試算結果…令和3年度から5年度は、15%の改定で損益が黒字。6年度以降については、財源不足額が拡大するが、ずっと右肩上がりではなく、単年度およそ6億前後の

財源不足で推移をすると考える。

今回の改定では令和15年度までの財源不足を解消するには至らないが、今後の経営努力による経費削減、令和9年度以降の整備の在り方の検討により、財源不足額を可能な限り縮小した上で、使用料について再検討していく。

(質問)

元金償還金が減少している中で、何故支払利息が増えていくのか。

使用料収入は、使用料の値上げを加味して増える前提なのか。人口推計で推定されている減少も織り込み済みなのか。

(回答)

元金と利息の関係について。借入れは基本、国の資金を借りているが、償還方法が元利均等償還である。よって、まず利子が多く発生し、最終的に元金の額が拡大していく。この時期については利子が増え、元金は過去のものが縮小している。

償還元金は据置期間があるので、5年後から償還が始まる。それまでは利子の支払いだけを行い、そこから元利均等償還ということになる。過去に借りた元金等は、いま支払いが一番大きい時期である。今後15年間は、過去の元金と今後の元金の相差が一定期間は減少する、ただし利子については先行して出てくるので先に大きくなる。

使用料収入が増える根拠は、年間60ヘクタールの整備拡大により使用者が増え、一定の使用料の増加が発生すると考えている。普及率と、普及をする地区の人口密度等によって算定。令和5年度までは、現在整備を行っている地区と同等の人口密度があるものとしている。15%の改定は反映していない。

人口推計は、整備に向かう地区の人口密度の程度を試算した結果で算出している。人口減少と完全に連動するものではないということで試算している。

(質問)

現在償還している元金と利息、今後借入れする元金と利息が一緒に書いてあるので、増えていくように見える。過去の借入れと今後の借入れを分けて考えては。

(回答)

必要であればご提示する。

(質問)

財源不足が10年以降は同額で、これを埋める程度の値上げがあれば良いと見ていいのか。

建設改良費は、普及率95%を目指すということで良いか。その後も同程度ということが、大きな新規の建設改良費は出てこない見込みであるのか。処理施設の更新はどうで

あるか。

(回答)

使用料改定をしなければ、今後この程度の収支になると見込んでいる。

建設改良費は、あくまで現在策定している整備方針を継続する前提である。概成に至った段階で、今後の整備のあり方は当然検討されることになる。

処理施設は、統廃合や最適化は今回反映していない。そのようなものが実現すれば、当然経費は減少していく。

(質問)

農業集落排水の施設の老朽化対策もこの試算に入っているのか。修繕についてはどうなるのか。

(回答)

農業集落排水の施設については、現在最適化を検討している途中なので、更新という形では建設改良費の中に含まれていない。今の施設を引き続き使用するとして試算している。補修などの修繕費用は見込んでいる。

公共下水道施設は、今後の更新の方向が示されており、この試算の中に反映している。

耐用年数で言うと、公共下水道は更新時期が近く、この試算に入っている。農業集落排水はまだ半ばくらいなので、当面は修繕で対応していく。

使用料シミュレーション…資料4

前回のシミュレーションと合わせて説明。

ケース1…基本使用料を上げ、従量使用料も一律のパーセンテージで上げたもの。

ケース2…基本使用料を上げ、従量使用料は水量区分を細かく分け、単価自体も上げたもの。

ケース3…基本使用料は現行据置き、基本水量を無くし、従量使用料は1m³から単価を設定。

1.5%の改定については、異存は無いか。

(質問)

1.5%は高いという意見がある。

1.5%上がった時に、6億の赤字が減るのか。

(回答)

第4回の資料2にあるが、1.5%上げると令和5年度までは黒字、令和6年度以降は単年度は赤字だが、留保財源で賄える予定である。

令和6年度以降に、今行っている経営努力でどこまで改善できるかというところである。以前の改定の際は、累積赤字を解消するための改定だった。今回は一番大きいのは、経費を誰が負担するのかというところである。税金で負担するか、使用料で負担するかという中で、本来使用者に負担してもらう部分を検討した結果、収入の不足が生じた。公費負担が減少した、というのが一番大きい理由。

(質問)

7月頃倉吉市が民営化をするという話があったが。下水道は利益を出してやれる民間企業者はそんなにいないと思うが。

(回答)

倉吉市については、下水道使用料を水道使用料と併せて、料金徴収の事務を民間に委託したということになる。事業そのものの運営を民営化したものとは異なる。

(まとめ)

15%の意義は、収支は令和5年度までがプラス、6年度からがマイナスだが、累積としては8年度まではプラスである。

8年度以降は、マイナスが増えていくわけではなく、増減しながらもある程度安定する。よってその頃に収支をプラスマイナス0程度にすれば、健全なまま15年度までは行けるという予測である。

苦しいところではあるが、15%で話を進めてもらうとする。

資料4・資料4-1補足について説明

前回の意見を踏まえ、水量区分の改定率の差があまり出ないように設定した。

ケース1…基本使用料は税抜き2か月2,540円。2か月16m³までは基本使用料内。

従量使用料は、水量区分は現行と同じ。改定率が平均15%。各水量区分の改定率がほぼ一定、少量、大量使用者の改定率が抑えられている。2か月40m³使用時の税込み料金は、現行5,904円が6,859円になる。2か月で955円の増額。

ケース2…基本使用料はケース1と同じ。従量使用料は、水量区分を細かく分け4段階にした。従量使用料の改定率が平均18%。50m³から100m³の改定率が若干低くなる、節水により下の区分に移りやすい、大量使用者の改定率が他に比べ高い。2か月40m³使用時の税込み料金、現行5,904円が7,077円、2か月で1,173円の増額。

ケース3…基本使用料は1,100円。現行据え置き。従量使用料は、現行で基本水量内である1m³から16m³の区分を新設し、従量使用料の単価を設定。従量使用料の改定率が平均13%。少量使用者の改定率が他のケースに比べ高い、

幅広い使用者に負担を求めるため、水量の増減の影響を受けにくい。2か月 40 m^3 使用時の税込み料金、現行5,904円が、6,820円、2か月で916円の増額。

意見を踏まえ、水量区分ごとの改定率をおおむね2~3%程度になるよう単価の設定をしたが、異存はないか。

(質問)

払う金額について大量使用者の負担が増えていく。商店などは商品単価に転嫁されるのでは。申し訳ないが少量使用者の方に負担をしてもらえば、その辺りが緩和されるのでは。

(回答)

前回の改定案では、小量使用者の改定率が低いというところがあったので、今回はそれを他の水量と同等くらいになるような形にしている。

(意見)

下水道使用料の増額が商品単価に影響することもあるかもしれないが、業種によっては一切関わらない企業もあり、一概には言えないのでは。

ケース3は、単身赴任などの例は実家も払いこっちも払う、そういうところに負担が来ているのではと思う。ケース1と2を見た場合、2は多い部分と低い部分の差があり、この中でどうかと言われたら、全体的にあまり大差のないケース1がいいのではと思う。

大量使用者はそれなりに元々かかる金額が、普通の家庭では想像できない額だと思うので、一般家庭よりも改定率が低くても良いと思う。

負担の考え方だが、資力がある者が弱者を助け、優しい米子市を作っていくと良い。

(まとめ)

前回と合せて6案あるが、やや小規模の商店のことを考えて改定率を痛み分けしてはという意見、改定率は同じ方がいいという意見と、改定率についても小量使用者に配慮すべきではないかという意見であった。

一つ注目なのが、大量使用者ほど単価がかなり高い、ということは元からそういう調整はされているので、それを含めて改定率を考えていただけたら。

グラフの説明

資料4の2ページ目の1番最後のグラフ…ケース1、ケース2、ケース3の改定率を線グラフで示している。

ケース1…概ね15%ずつ改定しており、線がほぼ横ばい。

ケース2…水量区分を分けた関係で 40 m^3 あたりのところが若干改定率が高い。 45 m^3 から 60 m^3 は逆に低い。

ケース3… 1 m^3 ～ 16 m^3 のところに従量使用料が発生したので、そこが右肩上がりになっている。

(まとめ)

資力のあるものが支払うことについては、現在でも料金単価の少ない所と多い所では2倍くらいの差があるということで、納得していただけないと、委員からの意見ではケース1が良いのではないのかというところかと。

事務局のほうから何か意見があるか。

(事務局)

事務局としては、これまでいただいた意見を踏まえ、案としてケース1ではどうかと思っている。理由は、使用水量別の 20 m^3 、 30 m^3 から 40 m^3 にかけての改定が、金額的にも抑えられているというところと、ほぼ改定率がどの水量区分もフラットであるというところ。

(まとめ)

よろしいか。ケース1で話を進めていただけるか。残りの資料の説明を。

資料5

一般排水に加え、浴場と温泉排水についても同じ改定率にし、目標とした使用料収入が確保できるかを試算。

目標値Ⓐ…資料3の財政収支見通し中、令和3年度、4年度、5年度の使用料収入に15%をかけたもの。

一般排水Ⓑ…一般家庭からの排水に、各ケースの改定率をかけたもの。

浴場・温泉排水Ⓒ…公衆浴場と温泉排水の単価77円/ 1 m^3 に、各ケースの改定率をかけ、年間の排水水量をかけたもの。

Ⓑ+ⒸがⒶよりも多ければ収支のバランスが取れる。

浴場・温泉排水についても、一般排水と同じ改定率にしたいと事務局では考えているがどうか。

(質問)

前回改定時の例はどうか。

(回答)

前回改定時は、浴場・温泉排水も一般排水と同じ改定率で改定をしている。

(質問)

一般排水の収入見込みが増えているのは、下水管を進捗させるという想定の元か。

(回答)

そのとおりである。資料3「使用料対象経費と財源の見込み」中の使用料の金額を元に改定率をかけ試算している。

(意見)

浴場・温泉などは、観光面で米子市の繁栄に不可欠だと思う。コロナの影響もあるので、この3年間くらいは様子見て据え置いた方がいいのでは。

据え置いた場合は、収支はどうなるか。

(回答)

資料5の④の金額が500万程度減ることになる。

(意見・質問)

負担を同じように痛み分けするということで審議が進んできているので、浴場・温泉排水だけを特に据え置きにする説明を審議会で考える必要が出てくる。

値上げに率先して賛成はできないが、コロナ関連の支援は別の形で行われているので、全体での痛み分けという前提の中では、値上げは仕方がないと考える。

コロナ禍の中、予定通り令和3年度から値上げをするのか。

(回答)

コロナに関しては、下水道部として出来る施策は行っている。改定の時期については、基本的なスケジュール案は示したが、今後の状況を注視し、適切な時期に行わないといけないのではないかと思っている。

(まとめ)

答申案にどういう書き方をするかだが、前回も使用料改定の時期および付帯意見が付けてある。そこで、今の特別な事情を鑑みるということを書き込むことになるかと思う。

参考資料の説明

参考資料1…米子市の下水道部の執行体制表。職員67名、うち非常勤職員7名。

公共下水道と農業集落排水事業に携わる職員は50名。

参考資料2…山陰の近隣7市の使用料体系。基本使用料と従量使用料の近隣市との比較と、ケース1で改定した場合の比較。近隣市で近年使用料改定があった市の実例。安来市は、コロナの影響で改定時期を延ばした。

平成25年の答申…次回答申案の参考資料。

—閉会—